

県大教職員組合ニュース 第113号

2021 (第2号) 2021年10月20日発行

静岡県公立大学教職員組合執行委員会
Tel & Fax 054-265-7231 E-mail office@shizunion.jp

正規事務職員(総合職)公募、職員配置・体制に関する

公開質問状への回答について

本年7月に行われました正規事務職員(総合職)公募および現在の職員配置および今後の職員体制の方針に関する公開質問状を8月18日に提出しました。質問状に対し、8月31日付で法人からの回答がありました。

■公募における年齢要件と現在の職員体制への疑問

公募の受験資格は次の2つに区分されていました。①平成3年4月2日以降に生まれた人、②昭和37年4月2日以降に生まれ、事務職の職務経験が5年以上の人、です。それぞれ2名ずつの募集でした。

プロパー職員の増員に関しては、業務の継承の観点から組合も賛同してきました。しかし、上記の②の条件については、仮にこの条件で最高齢の者が採用された場合、採用時には59歳と、定年まで間がない年齢に達していることとなります。①の条件とくらべても明らかに違っており、採用されても結局慣れたころにすぐに定年退職となってしまうでしょう。このことは法人にとっても大きな損失であると考えられますが、なぜこうした募集条件となったのでしょうか。

組合が懸念するのは、今回の職員の採用が在職している職員(組合員)の雇用に影響するのではないかということでした。そのため、公開質問状において、今回の職員公募に至った経緯、その目的等につき、説明を求めました。

また、現在の職員配置および今後の職員体制の方針と、これに関連して、無期転換した有期雇用職員に、無期雇用職員の就業規則が作られず、有期雇用職員の就業規則がそのまま適用されている理由についても法人の見解を問いました。

・管理職候補となる、プロパー職員の公募の必要性

法人からは、今回の公募に関し、②については、「現在の事務職員(総合職)の年齢分布は 20 代後半~40代前半に集中しており、県派遣職員が主幹以上のポストの多くを占めているため、今後県派遣職員と事務職員(総合職)のスムーズな置き換えを進めていくためには幅広い年齢分布の事務職員(総合職)を配置する必要」があるため、今回から「新たに即戦力となる年齢制限なし(採用時 59 歳以下)の職務経験者」の採用試験を行うことにしたとの回答を得ました。

また、①と②のどちらの試験区分でも、「採用後は総合職として法人における全てのポストを担い、大学運営のゼネラリストとして活躍」することが想定されていること、現在配属されている職員の人事異動等がこの採用試験結果に順じて行われるものではないことも回答されました。

今回の公募条件は、プロパー職員の体制を充実させていくための募集条件であることが明らかとなり、この採用試験により、現在配属されている職員に影響が及ぶものではないことも確認できました。

・無期転換職員のための就業規則を作らない理由

現在の職員配置および今後の職員体制の方針については、法人化以降の体制、方針をこれからも同様に継続していくこと、現体制の県派遣職員は減員し、事務職員(総合職)を増員することが述べられました。

一方、無期転換した有期雇用職員に、無期雇用職員の就業規則が適用されない理由については、無期雇用職員の労働条件は「静岡県立大学法人有期雇用職員就業規則第49条に規定されており」、新たな就業規則策定の予定はないこと、「労働契約法第 18 条において、無期転換後の労働条件は、原則として無期転換前と同一となると規定されていることから、同規則で対応していると考えて」いるとの回答でした。

しかしながら、上記の対応が、実際にこうした条件で働いている職員に周知徹底されているか、また労働の実態に即している規則であるのかといった点については、さらに検討の必要があるのではないのでしょうか。職員の労働条件については、他の大学での実態とも比較しながら、組合は今後とも疑問と思われる部分について法人に伝え、適切な対応をとるよう働きかけていきます。



■働きやすい職場にするために組合へ加入を！

すでにご承知のことと存じますが、去る7月24日、当組合の副執行委員長であられた薬学部、菅敏幸先生が逝去されました。心より、ご冥福をお祈り申し上げます。

菅先生は 2016 年度に執行委員長に就かれております。その菅先生が、年度初めにおっしゃった言葉が記憶に残っています。「わたしが委員長だった頃には、事務職員の組合員はいなかった。いまは少しずつではあるが、組合員が増えている。大変喜ばしいことだ。」

昨年度末の団体交渉でも争われましたが、有期職員の雇止め問題が今年度も大きな課題になることが予想されます。事務職員のなかには、不安定な雇用におかれて、業務の中で不安に感じられている方も多いとお聞きします。また、過重な時間外労働の問題もあります。

これらの問題を是正し、働きやすい職場にするためには、声を上げていくしかありません。組合活動は法律で守られた権利であり、法人がこれを制限しようとするれば不当労働行為に当たります。

組合に加入することで、安心できる立場で私たちの声を法人に聞いてもらうことができます。どうぞ教職員組合にご加入ください。

